

資料番号	4
------	---

令和4年2月14日
課名 商工労働局商工労働総務課
担当者 課長 長谷川
内線 3310

## 頑張る中小事業者月次支援金の追加支援について

### 1 趣旨

本県が「まん延防止等重点措置」の実施区域になり、飲食店等に対し、「営業時間の短縮と酒類の提供を行わないこと」という要請をしていることにより、影響を大きく受け、売上が減少している県内の中小事業者等を対象に、現在の制度に追加して、より強い支援を行う。

### 2 追加支援の概要

2019年～2021年のいずれかの対象月と比較した売上の減少幅	支給額 (追加支援分)	対象月	《参考》 国の事業復活支援金と月次支援金(通常分)を併せた支給額
70%以上	・ 上限 20 万円/月(中小法人) ・ 上限 10 万円/月(個人)	1月・2月	・ 上限 60～90 万円/月 ・ 上限 30 万円/月
90%以上	・ 上限 40 万円/月(中小法人) ・ 上限 20 万円/月(個人)	1月・2月	・ 上限 80～110 万円/月 ・ 上限 40 万円/月

※ 飲食店等に対し、「営業時間の短縮と酒類の提供を行わないこと」という要請をしていることで、飲食店が休業・時短営業したことにより、直接あるいは間接的に影響を受け、売上が減少している事業者について、追加支援を行う。

### 3 月次支援金申請受付開始日

- ・ 1月分：2月1日(火)～
- ・ 2月分：3月1日(火)～

※ 追加支援分については、2月中旬から支払い開始

### 4 専決処分額

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度一般会計予算の補正を専決処分した。(専決処分日：令和4年2月8日)

(単位：千円)

区分	現計予算額(※1) (A)	所要額(※2) (B)	合計 (A+B)
金額	10,783,600	1,260,000	12,043,600

※1 令和2年度からの繰越予算(1,300,000千円)を含む。

※2 3月まで集中対策を実施せざるを得ない事態に備えて、1月分から3月分までの所要額を計上

# 1か月当たりの受給額(イメージ)

